

# SMBC (CHINA) NEWS



2019年4月16日

## 全人代、「外商投資法」を可決 「外資三法」に代わり 2020年1月より施行

2019年3月15日、第13回全国人民代表大会第二次会議において《中華人民共和国外商投資法》が可決され、2020年1月1日からの施行が決定されました。

「外商投資法」は、従来、外商投資企業の基本法となっていたいわゆる「外資三法」（「中外合弁経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」）に代わるもので、外資三法は外商投資法の施行と同時に廃止となります。

また、外資三法は外商投資企業の組織形態・ガバナンス体制にも言及していますが、外商投資法はそれらの記載がなくなり、外商投資企業へも統一的に会社法が適用されることとなります。ただし、外資三法に基づき設立した外商投資企業は、外商投資法の施行後5年以内は元の企業の組織形態などの留保が可能な移行措置が設けられています。

### <経緯>

「外商投資法」は、「外資三法」の一体化を目的として草案された「外国投資法（意見募集稿草案）」（商務部、2015年1月19日公布）に基づいています。

- ◆ 1979年 「中外合弁経営企業法」制定
- ◆ 1986年 「外資企業法」制定
- ◆ 1988年 「中外合作経営企業法」制定
- ◆ 2015年1月 「外国投資法（意見募集稿草案）」を商務部が公布
- ◆ 2018年12月 「外商投資法（草案）」を第13回全人代常務委員会第七次会議にて審議
- ◆ 2019年3月 「外商投資法」が第13回全人代第二次会議にて可決
- ◆ 2020年1月 「外商投資法」が1月1日より施行、「外資三法」の廃止

### <外商投資法の概要>

「外商投資法」は、全6章・42条で構成されており、全11章・170条から成る「外国投資法（意見募集稿草案）」と比較してはるかに簡潔な内容であり、外商投資制度の基本的な指針を規定するにとどまっています。このため具体的な内容は、今後の関連細則の公布を待つこととなります。

#### 適用・施行

- ◆ 中国国内における外商投資に適用
  - 外商投資とは、外国の自然人・企業・その他組織が直接または間接的に中国国内で行う投資活動
    - ・ 外国投資家が単独またはその他の投資家と共同で中国国内で外商投資企業を設立
    - ・ 外国投資家が中国国内の企業の株式・持分・財産割当またはその他の類似する権益を取得
    - ・ 外国投資家が単独またはその他の投資家と共同で中国国内で新規プロジェクトに投資
    - ・ 法律・行政法規または国務院が規定するその他の方式

# SMBC (CHINA) NEWS



- ◆ 2020年1月1日施行
  - 「中外合弁経営企業法」・「外資企業法」・「中外合作経営企業法」は、同時に廃止
- ◆ 本法の施行前に上記に基づき設立した外商投資企業は、外商投資法の施行後5年内は、元の企業の組織形態などを留保可能

## 主な条項

- ◆ **第一章 総則**
  - 第一条 さらに対外開放を拡大し、外商投資を積極的に促進し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資管理を規範化し、全面開放の新たな枠組み構築を推進し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。
  - 第四条 国家は、外商投資に対して参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を实行する。(後略)
- ◆ **第二章 投資促進**
  - 第九条 外商投資企業に対して、法に基づき国家が企業の発展を支援する各政策を平等に適用する。
  - 第十条 外商投資に関わる法律・法規・規則の制定は、適当な方式を講じて外商投資企業から意見および提議を聴取しなければならない。外商投資に関わる規範性文書・裁判文書などは、法に基づき適時公布しなければならない。
  - 第十一条 国家は、外商投資サービス体系を構築・整備し、外国投資家および外商投資企業に法律・法規、政策措置、投資プロジェクトの情報などの方面の照会およびサービスを提供する。
- ◆ **第三章 投資保護**
  - 第二十一条 外国投資家の中国国内における出資・利益・資本収益・資産処分所得・知的財産権の使用許可料・法に基づき取得する補償あるいは賠償・清算所得などは、法に基づき人民元あるいは外貨にて自由に入金・送金することができる。
  - 第二十二条 国家は、外国投資家および外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者および関連権利者の合法的權益を保護する。(中略) 行政機関およびその職員は、行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。
  - 第二十三条 行政機関およびその職員が職責の履行過程において知り得た外国投資家・外商投資企業の商業秘密は、法に基づき秘密を保持しなければならない。漏洩あるいは不法に他人に提供してはならない。
  - 第二十六条 国家は、外商投資企業の苦情申立業務メカニズムを構築し、適時、外商投資企業あるいはその投資家が報告した問題を処理し、関連政策措置を調整・完備する。(後略)
- ◆ **第四章 投資管理**
  - 第二十九条 外商投資で投資プロジェクトの認可・備案手続が必要な場合、国家の関連規定に基づき執行する。
  - 第三十一条 外商投資企業の組織形態・組織構造およびその活動準則は、《中華人民共和国会社法》・《中華人民共和国パートナー企業法》などの法律の規定を適用する。
  - 第三十四条 国家は、外商投資情報報告制度を構築する。外国投資家あるいは外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を送信・報告しなければならない。(後略)

# SMBC (CHINA) NEWS



- 第三十五条 国家は、外商投資安全審査制度を構築し、国家の安全に影響を与えるあるいは影響を与える可能性のある外商投資に対して安全審査を行う。法に基づき下した安全審査の決定は、最終決定とする。

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層 TEL：86-(22)-6622-6677  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500